

養父市特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けられたご夫婦に対して、経済的な負担を軽減するため、治療費を助成します。 R 3.1.1～

助成対象	<p>以下の①～③の全てに該当している方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none">① 特定不妊治療をした期間及び申請日に養父市に住所を有する、法律上の婚姻又は事実婚をしているご夫婦② 兵庫県の定める指定医療機関（※1）で特定不妊治療を実施し、妊娠判定まで至った方、又は医師の判断によりやむを得ず治療を中断された方 ※ただし採卵に至った場合のみ③ 兵庫県の規定に基づく治療費助成を受けた方、又は兵庫県の規定の助成回数・期間及び年齢の限度を超えて治療を受けた方 ※1 指定医療機関…兵庫県が指定した医療機関（兵庫県 HP 等で公表しています） http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/hw13_000000016.html <p>令和3年1月1日以降に治療を終了された方の所得制限は廃止しました。</p>
助成金額 （①または②）	<ol style="list-style-type: none">① 兵庫県の規定に基づく助成額を控除した額で上限 45 万円② 兵庫県の規定を超えて行った治療に要した費用で上限 45 万円
申請期間 （①または②）	<ol style="list-style-type: none">① 兵庫県の規定に基づく助成の決定を受けた日から起算して3か月以内② 兵庫県の規定を超えて行った治療が終了して3か月以内、又は、治療の終了した年度末日のどちらか遅い日まで
申請関係書類 等	<ol style="list-style-type: none">① 養父市特定不妊治療費助成事業申請書（夫婦別々の印鑑が必要です）② 養父市特定不妊治療費助成金請求書③ 助成金の振り込みを希望する通帳の口座番号のわかるもの（夫婦どちらでも可） <p><兵庫県の規定に基づく治療を受けた場合></p> <ol style="list-style-type: none">④ 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し⑤ 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書書の写し、または指定医療機関が発行した領収書 <p><兵庫県の規定を超えて治療を受けた場合></p> <ol style="list-style-type: none">⑥ 養父市特定不妊治療費助成事業受診等証明書⑦ 指定医療機関が発行した領収書⑧ 養父市内に居住する法律上の婚姻している夫婦であることを証明する書類（住民票）（※個人番号を記入しない場合のみ）⑨ 事実婚の場合は申立書 戸籍謄本、住民票を添付（※個人番号を記入しない場合のみ）
必要書類の入手	①②⑥⑨ 健康課またはホームページ ③ 市民課
申請窓口	養父市健康福祉部健康課
支給方法	承認決定通知後、申請者の指定口座へ振り込み



【お問い合わせ】

養父市八鹿町八鹿 1675
養父市役所健康福祉部健康課
TEL 079-662-3167